



神奈川県
KANAGAWA

なぜ、水源環境の保全・再生が必要なの？

私たちが使う水は、ダムの上流に広がる森林や河川など、水源地域の自然環境によって育まれています。ところが、今、水源地域では、森林の荒廃や、生活排水によるダム湖の水の汚濁など、深刻な問題が起きています。

そこで、県では、豊かな水資源を次世代に引き継ぐため、水源地域の自然環境が再生可能な今のうちから、様々な取組を行っています。

この取組の趣旨にご賛同いただける法人・団体・個人の皆さまからご寄付を募っておりますので、皆さまのご理解・ご協力をぜひともお願ひ申し上げます。



草を食べるシカ
⇒シカの採食により、土がむき出しになる



アオコの発生(相模ダム)
⇒アオコは、水道水のカビ臭の原因となる

おいしい水をいつまでも飲めるように

～皆さまからのご寄付をお願いします～



水源環境保全・再生
イメージキャラクター
しづくちゃん

水源環境保全・再生事業のめざす姿

森林の保全・再生

- 水源かん養をはじめとする公益的機能の高い森林づくり
私有林の公的な管理・支援と森林資源の持続的活用のもとで適切な整備を計画的に行うことにより、森林の荒廃に歯止めをかけ、水源かん養など公益的機能を高度に發揮する森林をめざします。

河川の保全・再生

- 県民の水がめにふさわしいダム湖の水質
アオコの発生にかかわりのある窒素・リンの濃度を極力抑えるとともに、様々な対策を多面的に講じて、アオコが発生しにくい湖内環境の創造をめざします。

自然浄化機能の高い河川・ダム湖

河川や水路、溪流、ダム湖において、水辺の生態系を保全・再生することにより、自然浄化機能を高め、環境と調和した持続的な水利用をめざします。

貯水機能の高いダム湖

しゅんせつなど継続的な堆砂対策によりダム湖の貯水機能の持続的な保全をめざします。

地下水の保全・再生

●持続可能な地下水利用

地下水の適正な利用と保全により、将来にわたり、地下水利用や環境面に影響のない水位レベルを維持し、持続可能な水利用をめざします。

●地下水汚染のない水道水源地域

地下水を水道水源として利用している地域において、地下水の水質が環境基準以下の数値となることをめざします。

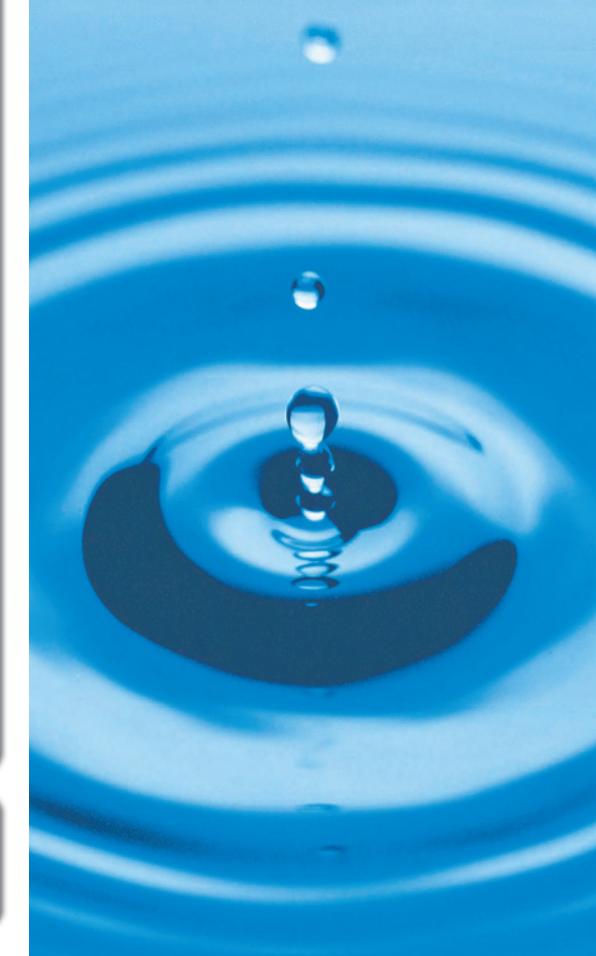
水源環境への負荷軽減

●水質・水量両面における負荷の軽減

河川やダム湖に流入する生活排水をはじめとする様々な水質汚濁負荷を、総合的に削減することにより、水源水質を改善し、さらにおいしい水道水が飲めることをめざします。また、効率的な水の利活用に努め、水利用に伴う水環境に対する負荷を最小限にとどめます。

神奈川県 水源環境保全・再生基金

～かながわの水源環境の
保全・再生をめざして～



神奈川県 環境農政局 水・緑部 水源環境保全課

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 Tel.045-210-4352(直通)

メールアドレス suigenkankyo@pref.kanagawa.jp

皆さまからいただいた寄付金を、 主に次の事業に活用します！



森林の保全・再生

森林の荒廃に歯止めをかけ、水源かん養などの公益的機能を高度に発揮する森林をめざして、私有林の公的な管理・支援と適正な整備などを計画的に行います。



荒れた人工林
⇒光が入らないため、草が生えず、保水力が低下

枝打ち・間伐などの森林整備

(イメージ)



整備された人工林
⇒日光が入ることで、草木が茂り、保水力が向上

【水源林整備】

- 平成19～23年度 整備実績: 9,770ha
- 平成24～28年度 整備目標: 11,067ha

どうすれば寄付できるの？

同封の納付書に必要事項を記入のうえ、お振り込みください。お近くの金融機関の窓口で、手数料なしでお受けしています。



納付書の記入方法は？

1 「寄付申込書」欄にご記入ください。

○企業・団体の場合

- (1)法人名(団体名)及び代表者の役職名・氏名
- (2)所在地 (3)電話番号

○個人の場合

- (1)氏名 (2)住所 (3)電話番号

2 「金額欄」にご記入ください。

※いくらからでもご寄付いただけます。

河川の保全・再生

自然浄化機能の高い河川・ダム湖をめざして、市町村が実施する生態系に配慮した河川・水路等の整備や、直接浄化対策の取組の支援などを行います。



整備前
⇒両岸がコンクリートで固められ、自然への配慮に欠けている

自然再生を目指す河川整備

(イメージ)



整備後
⇒植物等が育つ環境づくりにより、生物が育まれている

【河川・水路等整備】

- 平成19～23年度 整備実績: 16箇所
- 平成24～28年度 整備目標: 7箇所

【直接浄化対策】

- 平成19～23年度 整備実績: 9箇所
- 平成24～28年度 整備目標: 7箇所

寄付をした場合の税の軽減について

○法人の方

寄付金額の全額を損金に算入することができます。

○個人の方

寄付金額のうち2千円を超える部分について、所得税と個人住民税を合わせてその全額が軽減されます。
(ただし、一定の限度額があります。)

※原則として、お住まいの住所地を管轄する税務署に所得税の確定申告をする必要があります。

※寄付金の納付書は、金融機関の領収印が押印されることにより、神奈川県が領収した証明になります。
大切に保管し、申告の際に提出してください。

個人県民税の超過課税を財源に、水源環境保全・再生のための様々な取組を行っております！
※詳しい事業の内容は、県ホームページからご覧ください。

○かながわの水源環境の保全・再生をめざして
HP <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7006/>

かながわ 水源環境保全

検索